

津留小学校 いじめ防止基本方針

H30. 4月改訂

いじめをおこさせない・許さない

早期発見・早期解決・再発防止

わたしも 大切 あなたも 大切

項 目

1. 「いじめ防止基本方針」策定のねらい
 - ・ いじめ防止対策推進法

2. いじめ とは
 - (1) いじめの定義・・・学校としてのとらえ
 - (2) いじめに対する基本的な考え方
 - (3) いじめの集団構造と態様

3. いじめ防止の基本的な方向と取組
 - (1) 指導体制, 組織
 - (2) 年間指導計画

4. いじめ防止についての取組
 - (1) いじめの予防（いじめをおこさせないために）
 - (2) いじめを早期発見・早期解決するために
 - (3) いじめが起きてしまった後の対応
 - ① いじめられている児童への対応・支援
 - ② いじめている児童への対応・指導
 - ③ 周りの児童等（観衆・傍観者）への対応・指導
 - ④ 保護者との連携
 - ⑤ 解決や再発防止にむけた関係機関との連携

5. 最近のいじめへの対応
 - ・ ネットいじめ

6. 重大事態への対応
 - ・ 被害者の自殺等

- 資料・・・国・県・市の施策, 条例等

1. 「いじめ防止基本方針」策定のねらい

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民・県民・市民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の1つである。本校いじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を適切に対応し、児童の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策基本方針等に基づき関係機関が相互に連携し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めるものである。

なお、本計画の内容や趣旨等については、年度初めに学校ホームページや各種行事等の中で児童生徒・保護者・地域住民に周知するものとする。

2. いじめとは

(1) いじめの定義（法第2条による）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍している学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童（人数に関係なく）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ネットいじめ、ラインはずし等も含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じていることをいう。

いじめは人権侵害である。いじめの判断は、表面的・形式的に判断できるもの・するものではなく、いじめられた側の心の痛み等にたって考えることが大切である。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子にも起こりうる、どの子も加害者にも被害者にもなりうるという認識の下、児童の尊厳が守られ、児童をいじめにむかわせないための未然防止に、全職員が取り組むことから始める必要がある。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、いじめ被害の拡大防止のため学校は、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、早期発見・早期共有・早期対応を基本としてとりくむ。

万が一、いじめを受けていると思われるときは、管理職のリーダーシップのもと関係職員が相互に情報を共有する中、適切かつ迅速にこれに対処し、当該児童の回復や再発防止に全力で取り組む。その際、「いじめは絶対に許さない。」「いじめを起こさせない。」「いじめを早期に発見し、早期解決する。」「再発防止」を基本的な考え方のもと対応する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を第一義に考え、教育委員会や関係機関や専門家等と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

(3) いじめの集団構造と態様



「傍観者」は「いじめを支持する存在」である

「観衆」は「いじめを強化する存在」である。加害者をあおり立てる、助長させる
加害者だけでなく、傍観者・観衆の指導が再発防止（根絶）に重要である。

○ いじめ構造の特質

以前は、特定・固定的な人間関係でのいじめの構図であったが、最近は流動的な人間関係の中で、どの子もがいじめられたり、いじめたりする。また、そのきっかけや理由はささいなことであったり、ゲーム感覚的なことであったりすることが多く、いじめられている児童への恨みや罪悪感は薄いことが多い。

「どの子にも、どのクラス（塾やスポーツ・習い事の集団）でも起こりうる。」ことを意識して、未然の取組をすべての教職員が行っていく必要がある。

○ いじめの態様

以前は、悪口などの落書き・うわぐつ隠し・無視などから水をかけたり、閉じ込めたりや暴力・金品の恐喝まで発展することがあり、自殺する事態までになる場合もある。

最近では、「ネットいじめ」といわれるようにインターネット上のブログ・学校裏サイトなどでの悪口や仲間外し、ツイッターなどSNS上でなりすましプロフを使っての誹謗中傷なども多い。見も知らぬ子の悪口に面白がって乗っていく場合も多い。

さらに、携帯電話等を使って「LINEはずし」という仲間外しも社会問題になっている。

それらのいじめが、学校現場に持ち込まれることも多い。表面上は仲良く振る舞っている仲間がネット上では、いじている場合も多く、被害者の精神的苦痛は深い。

学校現場でのいじめは、軽い一言などゲーム感覚的なものやコミュニケーション不足で互いの気持ちを分かり合えずに、噂話から発展することも多い。

3. いじめ防止の基本的な方向と取組

(1) いじめの未然防止のための基本姿勢

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

特別の教科「道徳」の時間では命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめることが重要である。

- ① いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくりに努める。

学校児童の人権スローガン「津留小なかよし宣言」の継続的計画的実践化を進め、自他の思いや人権を尊重しあう心を育てる。

「津留小なかよし宣言」 **いのち かがやけ**

い いつもにこにこやさしい気持ちで話します

の のびのび元気にあいさつします

ち ちからを合わせてなかよし

学校の自治組織（児童会）や学級集団を活用し、育てていくことが大切である。

- ② 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動（学級集団づくり）を推進する。

ア：一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・なかよし班活動での異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

イ：人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

朝の活動や学級活動等でソーシャルスキルトレーニングやエンカウンターなどを行い、自分と他人では思いや考え方が違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在するを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

ウ：安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

エ：人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

（２）指導体制，組織

- ① いじめが起りにくい学校にするために

ア：子どもに関する情報を教職員全員で収集し、課題を共有する。

小学校は、学級担任制という指導態様であるため、児童がおこす問題行動に対して学級担任が責任を感じ一人で対応してしまい問題を一層大きくしてしまいがちである。そのため、定期的な情報交換会を開き、情報を共有に努める。

連絡ノートや子どもたちの何気ない会話，朝のあいさつの様子，休み時間中の過ごし方などいろいろな部分にアンテナを張り，子どもたちの困りを早期に把握する。

イ：現状と課題をふまえた学校の指導方針を立てる。

学校長が生徒指導や人権教育担当（いじめ防止担当）と連絡をとり，学校の現状や課題

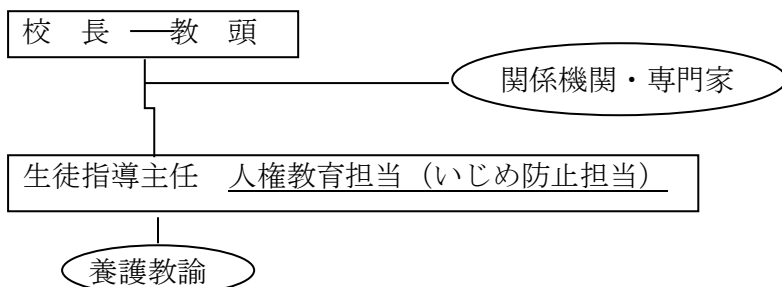
を把握する。

ウ：「防止基本方針」を具現化する取組とその実施計画，具体的な行動基準を教職員に示す。

エ：一部の教職員に任せず，組織的な取組を徹底する。

② いじめ防止のための学校組織「いじめ防止・対策委員会」等

- いじめ防止・対策委員会（予防のための研修や取組の立案，運営）

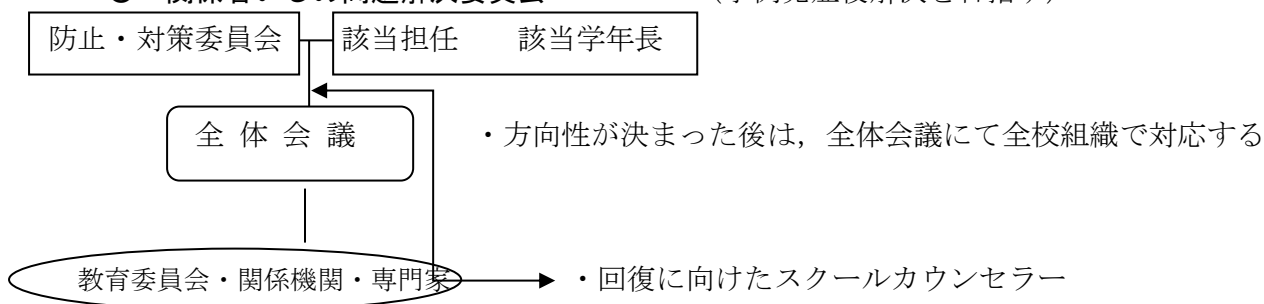


必要に応じて【SSW、SC、教育心理士等】を要請する

- いじめ問題の把握を目指す段階

- ① 「防止・対策委員会」がいじめの早期発見のための方策（アンケートや日常観察）を提案及び指導をする。→全担任、教職員
- ② 担任や把握した教諭、保護者から（窓口：教頭）へ情報が入ったら、「防止・対策委員会」に報告。
- ③ 「防止・対策委員会」にて、真偽の確認や再調査方法について協議する。
関係者に速やかに指示を出す。確認・再調査の実施を行う。面談時は委員が同席。
- ④ 関係者から報告を受け、対応の協議をし、関係者に指示する。

- 関係者いじめ問題解決委員会（事例発症後解決を目指す）



(2) 年間指導計画（いじめ防止にむけて）教育課程上は，人権教育の指導計画に含んで掲載

| | 取 組 | 教職員研修 |
|----|---------------------------------|------------------|
| 4月 | ・教室開き ・仲間づくり エンカウンターなどの実践 | 研修：いじめ防止基本方針について |
| 5月 | ・「いじめをなくすための啓発週間」 ・教育相談調査→面談 | |
| 6月 | ・情報モラル研修会 ・防災訓練 修学旅行6年 | |

| | | |
|-----|--|----------------------|
| 7月 | ・人権学習 ・学校ウォッチング（困り調査） | 研修：事例研究（情報共有、共通理解の場） |
| 8月 | ・平和学習 | 研修：仲間づくり |
| 9月 | ・夏休みの成長を認め合う活動 ・二学期の目標を認め合う→励まし合う ・運動会 | |
| 10月 | ・見学遠足など | |
| 11月 | ・ふれあいPTA ・5年宿泊体験学習 ・学校ウォッチング（困り調査）教育相談 ・道徳授業 ・薬物乱用教室（6年） | |
| 12月 | ・「いじめをなくすための啓発週間」 | |
| 1月 | ・新年（新年の抱負） ・互いを認め合い、励まし合う仲間づくり | |
| 2月 | ・1/2成人式 | 研修：成果と来年度の方針 |
| 3月 | ・卒業式、修了式 ・学校ウォッチング（困り調査） ・学級お別れ会 | |

4. いじめ防止についての取組

(1) いじめの予防（いじめをおこさせないために）

ア：全体的な取組・考え方

いじめを予防するためには、いじめの起る原因を考える必要がある。それが把握できておけば、それに対する対策をとればいいのである。

・いじめに向かわせる3つのストレス

①友人 ②競争的価値観 ③不機嫌・怒りのストレス

対 策（具体的には後述）

① 自己有用感 を獲得させる ②わかる授業 を提供する

イ：いじめ防止のための職務別ポイント・・・人権教育のポイントとして考えてよい

「学級担任」

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめが人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為はいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍者からいじめを抑止する仲裁者に転換することを促す。
- ・劣等感や挫折感、疎外感など自分が苦しんだことを他者へのいじめで解消しようとすることもよくあることである。そこで、そのような感情を生まないことが防止には有効である。
- ・あらゆる教育活動を通じて、自己有用感を実感させながら育てていく。
- ・一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりをすすめる。

- ・教職員自身が威圧的・差別的な言動を行うことは、児童を傷つけるとともに、その子が加害者となったり、他の子からのいじめの助長につながったりすることが多い。言動や指導のあり方に十分配慮する。

「養護教諭」

- ・「命の教育」を中心となって進めていく。
- ・教育相談研修計画
- ・子どもたちの声をきいていく。

「生徒（生活）指導主任」「人権教育主任」

- ・校内研修を計画的に行い、教職員の意識を高める。
- ・いじめ実態調査など子どもたちの声を早く拾い上げる機会をつくる。
- ・関係機関との連携を強化し、研修にも生かす。

「管理職」（校長・教頭）

- ・全校への呼びかけや学校通信などで児童や保護者、地域の方に日常的にいじめ防止について訴えていく。「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成していく。
- ・学校教育活動全体を通じ、道徳教育や人権教育の充実を図り、読書活動、体験活動などを積極的に取り組むように指導する。
- ・児童が自己有用感を高められるような場面や活動を取り入れたり、困難な状況を友達と力を合わせて乗り越えたりするような機会を持つように教職員に働きかける。
- ・児童会や委員会活動などを利用し、児童たち自らがいじめ防止・撲滅に対して取り組むようにさせる。（学校での「いじめ撲滅宣言」の制定、相談箱などの設置）
- ・教頭先生：保護者からの情報の窓口

ウ：いじめ防止のための教育・・・自己有用感や自己肯定感を育む教育

◇学習指導の充実

- ・学びに向かう集団作り
 - ・児童が意欲的に取り組む授業づくり
 - ・わかる授業の推進
 - ・特別支援教育の視点やユニバーサルデザイン指導の考え方を取り入れた指導方法の工夫
- 【わからない・不安・不満や劣等感・優越感・序列意識がいじめにつながる】**

◇特別活動、道徳教育の充実

- ・学級活動の充実
- ・学級参画意識の高揚（傍観者を出さない学級）
児童自らがいじめの問題について学び、取り組んでいく。
- ・ボランティア活動の推進

◇人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会や参加型体験授業の開催

◇情報モラル教育の充実

- ・ネットいじめの現状についての学習
なりすまし、情報の独り歩き（広がり）など

- ・ネット上の顔（仮想現実の世界）を持ち、錯覚を起こす。相手の痛みを感じない。

◇教育相談の充実

- ・担任とは年度当初
- ・2回目以降は担任を基本に、後は希望する先生等に対して相談を行う。
- ・スクールカウンセラーが配置、または近隣校にいる場合は必要に応じて相談に活用する。

◇保護者、地域の方との連携

- ・情報の相互提供
- ・学校の方針（特に、いじめについて）の周知
- ・学校公開（子どもも先生もいつみられてもいいような教育を）
- ・情報の提供など日常的な啓発活動に取り組む。
- ・ネットいじめなど未然にいじめの防止に関して研修会を行う。

(2) いじめを早期発見・早期解決するために

- ① いじめの早期解決のために、「防止・対策委員会」が主体となり、全教職員がチームとして組織的に問題の解決にあたる。

ア：いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ：情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ：傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であることを指導する。

エ：学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ：いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

② 職域別ポイント

「学級担任」

- ・日頃から「観察」「情報収集」に心がける。

観察：授業だけでなく、休み時間・給食時間・そうじ時間等にも子どもに声をかけ、子どもの様子に注意をはらう。

日記（生活記録、連絡帳等）の内容や字の乱れにも注意をはらう。

情報収集：上記観察からや保護者から気軽に相談できる関係を築き、情報の収集に努める。

学校としての相談窓口（本校：教頭、教務主任）を設けて、保護者ならびに地域の声が届きやすくしておく。

- ・アンケート（学校ウオッチングも含む）にて定期的な情報収集も行う。

- ・教育相談：担任は4月当初に行う。

2回目以降は担任を基本に、後は希望する先生等に対して相談を行う。

スクールカウンセラーが配置か近隣校にいる場合は必要に応じて相談に活用する。

「いじめ防止・対策委員会」として早期発見、早期対応に努める。

「養護教諭」

- ・保健室を利用する児童の様子、頻度、声などから早期に発見する。
- ・特に気になる場合には、身体的な傷、あざについても確認する。

「生徒指導主任」「人権教育担当」

- ・アンケートの企画、提案、分析

「管理職」(校長・教頭)

- ・教職員はもとより児童及び保護者が気軽に悩み等を話せるような関係づくりに努める。
- ・「いじめは絶対に許さない」という学校風土づくりをする。

③ 学校組織としていじめの早期発見のため「防止・対策委員会」が**様々な手段**を提案実施。

ア：「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

イ：おかしいと感じた児童がいる場合には「防止・対策委員会」に報告するとともに、学年会や生活指導委員会を招集し、気付いたことを共有し、より大勢の目で確認する。

ウ：様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、担任・養護教諭・スクールカウンセラーによる「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ：児童の悩みや人間関係を把握するためのアンケートを定期的に行い、いじめゼロの学校づくりを目指す。

オ：定期的かつ必要に応じて「いじめ防止・対策委員会」を持ち、防止対策を協議する。

カ：いじめが発症（発見）した場合には、速やかな対策を講ずる。

- ・いじめが発生した時には「いじめ第一報」を提出する。(3ヶ月を目安に「いじめ続報」も提出する)

- ・「いじめ続報」提出後も、被害児童・加害児童について日常的に注意深く観察していく。

(3) いじめが起きてしまった後の対応

- ① いじめられている児童への対応・支援
- ② いじめている児童への対応・指導
- ③ 周りの児童等（観衆・傍観者）への対応・指導

| | いじめられている児童への支援 | いじめている児童への対応・指導 | 周りの児童等（観衆・傍観者）への対応・指導 |
|-------|-------------------------------|---|---|
| 教師の対応 | その子の苦しみに寄り添い、共感的に受け止める姿勢で対応する | 事実を正確に把握し、毅然とした態度で対応する。 ※懲戒（第25条） ※出席停止（第26条） | いじめられている子のことだけでなく、みんなを守るという姿勢で対応していく。その気持ちを伝える。 |

| | | | |
|--------|--|---|--|
| 伝えること | 学校として「何としてもあなたを守るよ」という姿勢を示す。その気持ちを伝える。 プライバシーの保護に十分に配慮する。 | いじめは決して許されない行為であることを強く指導する。 いじめられた側の心の痛みを配慮して指導する。 自分の行い（言動）が重大な結果（相手の人格を傷つけ、生命や身体、財産を脅かすこと）につながったことを自覚させる。 | いじめられた側の心の痛みを配慮しなければいけない。 いじめを認知（見聞き）したときに、先生や保護者など大人に知らせる勇気をもつことが大切である。 プライバシー保護する。 |
| 確認すること | <ul style="list-style-type: none"> ・身体被害状況の把握（外傷がある場合は病院での診療状況について） ・金品の被害状況は ・警察に被害届を出す意思があるかどうか ・カウンセリングの必要性の有無 ・適応指導教室など特別な教育的な措置の必要性の有無 | <p>本人へのカウンセリングや教育心理士の派遣の必要性を確認する。（本人のその行為の背景をつかむことが解決につながる）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの行為自体が「悪」であり、本人の人格人権の否定につながらないように配慮する（次のいじめを産んでしまう） | カウンセリングの必要性（被害者の状況をみての心理、自分が傍観者であったがための後悔など） |
| 留意すること | 再発の可能性 問題の潜在化はないか。 PTSD、自殺の危険度のアセスメント | <p>加害児童の心理的背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害者が次には被害者になることが多いこと ・以前に被害者であったことも想定しておく | 観衆や傍観者も被害者になること。みんなを守るためにこの問題を解決するということを理解させる。 |

④ 保護者や地域、関係機関との連携

ア：緊急な生活指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭および生徒指導主任に報告する。

また、状況によっては速やかに「いじめ防止・対策委員会」を開催し迅速な対応を行う。
教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり対処する。

イ：いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

ウ：学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ・不登校相談（県教育センター）」や「子どもの人権110番（大分地方法務局）」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

5. 最近のいじめへの対応

- ・ネットいじめ（資料：いじめ問題対応マニュアル P 9 参照）
情報モラル向上授業の実施・・・ハイパーネット等専門家による授業、職員研修も同時に
ネット上の情報収集（ブログ、学校裏サイト、SNS チェック）

6. 重大事態への対応

「重大事態」とは

ア：「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事態」

- ・児童が自殺を企図した場合（手紙等の段階も含む）
- ・身体に重大な障害・傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神的なダメージが深く、精神性の疾患を発症した場合

イ：「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事態」

年間30日（非連続でも）、連続の場合は3日ぐらいから迅速に調査にのりだす。

○ 重大事態への対応

① 重大事態発生時の報告

- ・そのような事態を把握したら、速やかに学校から学校設置者（市教育委員会）に報告をする。
- ・学校設置者（市教育委員会）は市の長等に、速やかに報告をしなければならない。

② 重大事態の実態調査

- ・基本は、当該学校が市教育委員会の連携・指導を受けながら調査を行う。

もし、以下のような場合は市教育委員会が直接調査を行うこともある。

ア：当該児童やその保護者からの訴えを踏まえ、学校主体の調査ではその事態への対応や再発防止などに必ずしも十分な結果を得られないと判断した場合

イ：当該学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合

- ・「事実関係を明らかにする」ことを第一義とする

重大事態に至ったいじめ行為が、いつ（いつ頃）、誰から、どのような様態であったか。

いじめを生んだ背景や児童（被害者、加害者）の人間関係、学校の対応について

客観的な事実関係を速やかに調査する。

i) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた

継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、別添2の「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

ii) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

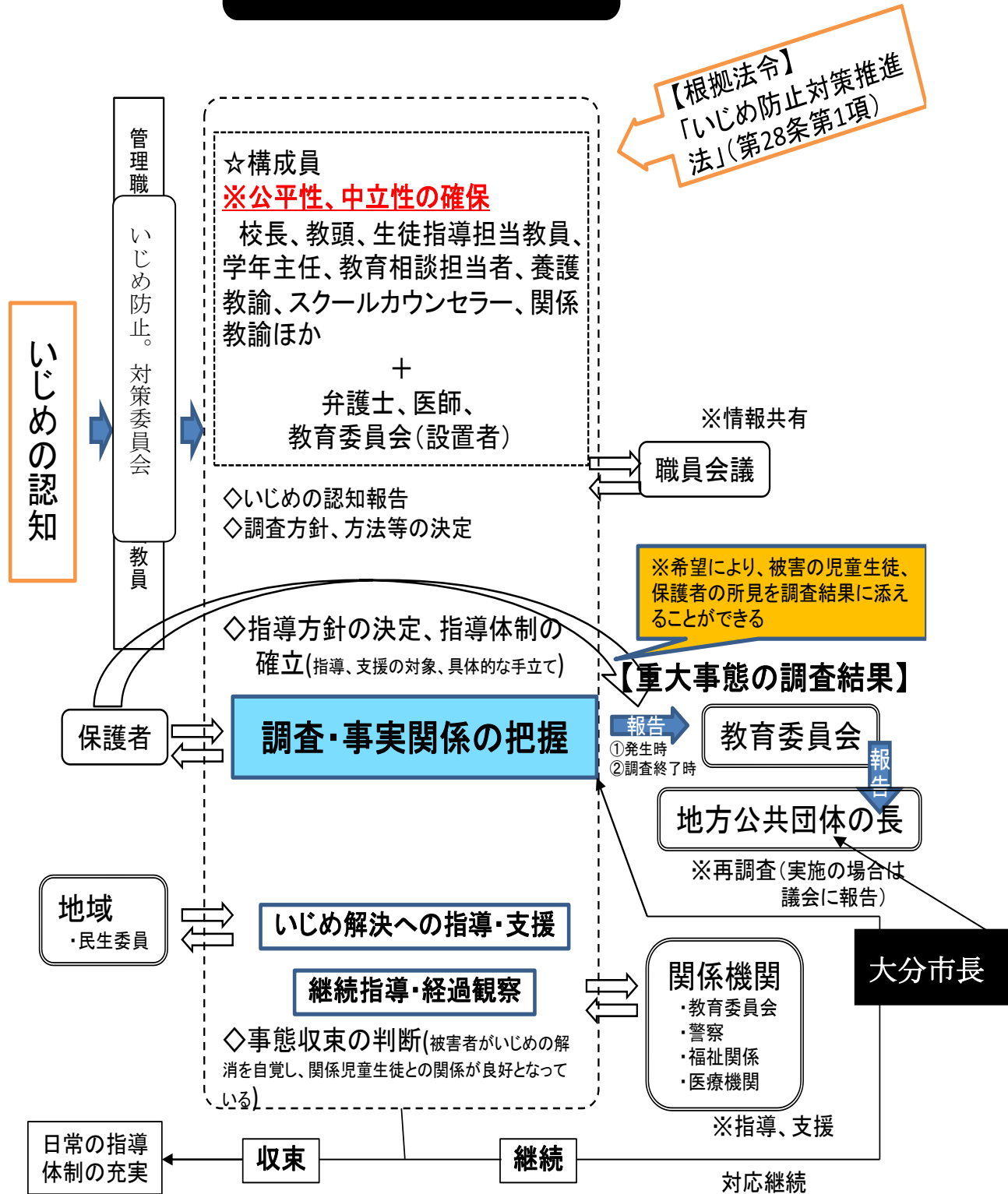
児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともにできる限りの配慮と説明を行う
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

重大事態対応フロー図(学校)

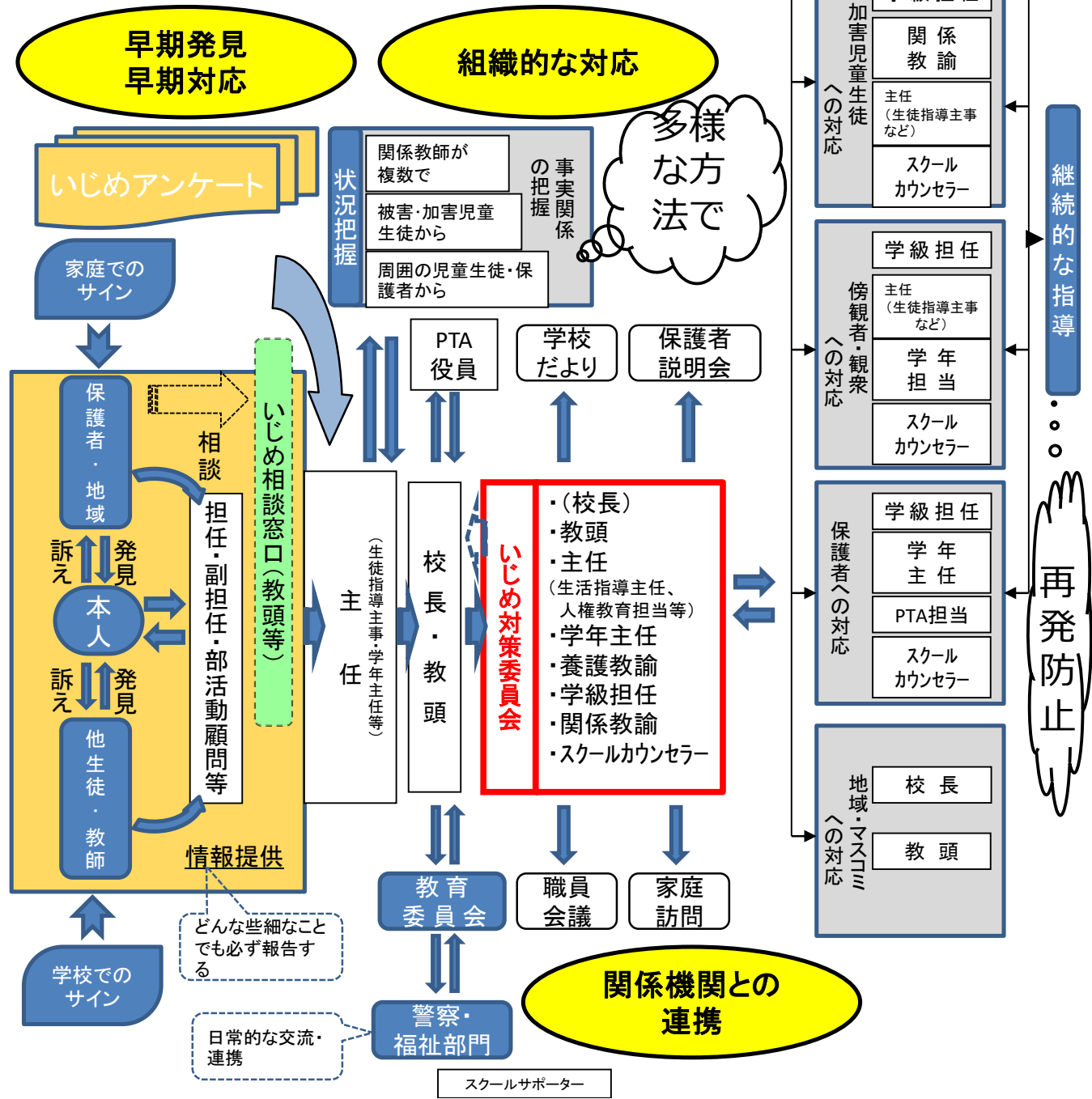
いじめ問題解決委員会



【参考】いじめ防止対応組織（「いじめ問題対応マニュアル」から）

いじめ対策の基本

- 1 早期発見・早期対応
 - いじめの小さなサインを見逃さず、しっかりと捉え、察知した問題をケースに応じ迅速かつ適切に指導すること。
- 2 組織的な対応
 - いじめ対策委員会を機能させ、組織的な取組を徹底して進めること。
- 3 関係機関との連携
 - ケースによって、学校だけの指導に固執せず、保護者、教育委員会、警察、児童相談所など関係機関との連携体制のもとで指導・対応にあたること。



資料「いじめ対策推進法」

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(校長及び教員による懲戒)

第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするため

に必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

マニュアルシート付き